
令和元年 第3回臨時会

上富良野町議会会議録

令和元年 5月20日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（5 月 2 0 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について (上富良野町税条例の一部を改正する条例)	2
○日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について (上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	2
○日程第 5 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号))	3
○日程第 6 議案第 2 号 平成 31 年度上富良野町一般会計補正予算(第 1 号)	3
○日程第 7 議案第 3 号 平成 31 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	4
○日程第 8 議案第 4 号 財産の取得について(役場庁舎暖房機)	4
○閉 会 宣 告	5

令和元年第3回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号))	5月20日	承認可決
2	平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)	5月20日	原案可決
3	平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	5月20日	原案可決
4	財産の取得について(役場庁舎暖房機)	5月20日	原案可決
	報告		
1	専決処分の報告について (上富良野町税条例の一部を改正する条例)	5月20日	報告
2	専決処分の報告について (上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	5月20日	報告

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 5月20日 1日間
第 3 報告第1号 専決処分の報告について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
第 4 報告第2号 専決処分の報告について（上富良野町国民健康税条例の一部を改正する条例）
第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
（平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））
第 4 議案第2号 平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）
第 3 議案第3号 平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第 4 議案第4号 財産の取得について（役場庁舎暖房機）
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 中澤良隆君 | 2番 | 岡本康裕君 |
| 3番 | 佐川典子君 | 4番 | 長谷川徳行君 |
| 5番 | 今村辰義君 | 6番 | 金子益三君 |
| 7番 | 北條隆男君 | 8番 | 竹山正一君 |
| 9番 | 荒生博一君 | 10番 | 高松克年君 |
| 11番 | 米沢義英君 | 12番 | 中瀬実君 |
| 13番 | 村上和子君 | 14番 | 西村昭教君 |
-

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 向山富夫君 | 副町長 | 石田昭彦君 |
| 総務課長 | 宮下正美君 | 町民生活課長 | 北越克彦君 |
| 保健福祉課長 | 鈴木真弓君 | | |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|------|
| 局長 | 深山悟君 | 次長 | 岩崎昌治 |
| 主事 | 真鍋莉奈君 | | |

午前10時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。

これより令和元年第3回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎議会運営等諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本臨時会は、5月17日に告示され、同日議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

本臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案5件と報告2件であり、議案第2号及び議案第3号につきましては、本日議案を配布させていただいたところであります。

本臨時会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名について、行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 中 瀬 実 君

13番 村 上 和 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間と

いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号

◎日程第4 報告第2号

○議長(西村昭教君) 日程第3 専決処分の報告について(上富良野町税条例の一部を改正する条例)、日程第4 報告第2号専決処分の報告について(上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。関連がございますので、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(北越克彦君) ただいま一括上程いただきました、報告第1号専決処分の報告について(上富良野町税条例の一部を改正する条例)、報告第2号専決処分の報告について(上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について、御説明申し上げます。

国におけます平成31年度税制改正関連法案の成立が、平成31年3月末になることから3月定例議会におきまして、上富良野町税条例及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分手項として議決をいただきました。今年度の税制改正関連法案は3月27日、参議院において可決され同法案が成立し、3月29日、公布されましたので、直ちに改正条例の公布をするため、平成31年3月31日に上富良野町税条例の一部を改正する条例及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして専決処分をいたしましたので、御報告申し上げます。

まず、報告第1号専決処分の報告について(上富良野町税条例の一部を改正する条例)につきまして御説明を申し上げます。

平成31年度の税制改正においては、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から住宅に関する支援策を講ずるとともに、自動車課税の見直しを行うほか、ふるさと納税制度の見直しなど、所要の改正を行うものであり、上富良野町税条例の一部改正につきまして、その主な改正点を御説明申し上げます。

1点目は軽自動車税について、消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した軽自動車税について、環境性能割の税率を1%軽減するものです。

2点目はふるさと納税制度について、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、

ふるさと納税特例控除の対象外にできるよう見直しを行うものです。

3点目は、住宅ローン控除拡充に伴う措置として、延長される3年間の控除期間に所得税から控除しきれない額について、個人住民税から控除するものです。

4点目は子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対して、個人住民税を非課税とする措置を講ずるものです。

5点目は地方税法の法令改正に伴う所要の改正を行うものです。

以下、議案を朗読し御説明申し上げます。

報告第1号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町税条例等の一部を改正する条例。次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

平成31年3月31日。

上富良野町長、向山富夫。

1頁を御覧願います。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

（上富良野町税条例の一部改正）。

第1条、上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条を追ってその主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願います。

第34条の7は、寄附金税額控除について、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする規定の整理であります。

附則第7条の3の2は、個人住民税の住宅借入金特別税額控除に係る控除期間の拡充と申告要件についての規定の整備であります。

第137条は条文の整理であります。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例について、法改正に伴う引用条項の変更であり

ます。

附則第9条及び第9条の2は、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等について、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とするなどの規定の整備であります。

附則第10条の2は、法附則の改正に伴う引用条項の変更であります。

2頁をお開き願います。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について、法附則改正によるに伴う引用条項の変更及び条文の整理であります。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例について、軽自動車税のグリーン化特例を平成31年度に限ったものとするものの規定の整備であります。

3頁を御覧願います。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例について、附則第16条改正に伴う引用条項の変更及び条文の整理であります。

次に第2条による改正として、第36条の2は町民税の申告について、申告書記載事項の規定を整理するものです。

第36条の3の2は、個人の住民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、法改正による条文の整理及び単身児童扶養者の扶養親族申告書、給料、記載事項への追加既定の整備であります。

4頁をお開き願います。

第36条の3の3は、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、法改正による条文の整理及び単身児童扶養者の扶養親族申告書、年金、記載事項への追加既定の整備であります。

第36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料について、法改正による条文の整理であります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について、法改正に伴う非課税とする臨時的軽減の規定を新設するものです。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、法改正による条文の整理及び環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものです。

5頁を御覧願います。

附則第15条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例について、北海道の環境性能割の減免の例により減免する規定の整備であります。

附則第15条の3の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例について、法改正に伴い北海道の環境性能割の課税免除の例による規定の整備であります。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、法改正に伴う税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設するものです。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について、軽自動車のグリーン化特例の規定の整備であります。

6頁をお開き願います。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、附則第16条改正に伴う規定の整備であります。

7頁を御覧願います。

次に第3条による改正として、第24条第1項は、個人の町民税の非課税の範囲について、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加をするものです。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について、軽自動車税のグリーン化特例の規定の整備であります。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、附則第16条改正に伴う規定の整備であります。

次に第4条に関する改正として、平成28年改正条例第1条の2について、条文の整理及び規定の整備であります。

8頁をお開き願います。

次に第5条による改正として、平成30年改正条例第1条について、条文の整理及び大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害、その他の故障により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の例外措置について規定するものです。

9頁をご覧願います。

附則第1条第5号及び第2条第4項については、法改正に伴う条文の整理であります。

附則第1条は施行期日について定めるもので、平成31年4月1日から施行するものです。施行期日を別に定めている項目については、各号に定める日から施行するものです。

附則第2条から第4条は、町民税に関する経過措置について、定めるものです。

11頁をご覧願います。

附則第5条は、固定資産税に関する経過措置について定めるものです。

附則第6条から第8条は、軽自動車税に関する経過措置について、定めるものです。

次に、報告第2号 専決処分

の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、御説明申し上げます。

平成31年度の税制改正においては、基礎課税額に係る課税限度額の現行58万円を61万円に引き上げるものです。また、軽減判定所得の算定について、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯について、見直しをするものであります。

以下、議案を朗読し御説明申し上げます。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

平成31年3月31日。

上富良野町長 向山富夫。

次の頁を御覧願います。

上富良野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「道」を「北海道」に改め、同条第2項ただし書き中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中、「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附則。

（施行期日）。

1、この条例は、平成31年4月1日から施行する。（適用区分）。

2、この条例による改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上をもちまして、報告第1号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）、報告第2号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保

陰税条例の一部を改正する条例) についての報告といたします。

御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第1号及び報告第2号について、一括して質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 質問がなければ、これをもって報告第1号及び報告第2号の報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第5 議案第1号専決処分の承認を求めることについて(平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(北越克彦君) ただいま上程いただきました、議案第1号専決処分の承認を求めることについて(平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))につきまして、専決処分した趣旨を御説明申し上げます。

本件は、長寿健康増進事業につきまして、温泉入浴券の利用実績が見込みより増加したため、歳出予算を調整し、3月31日付けで専決処分を行ったところでございます。

このことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会に御報告するとともに御承認いただくため本議案を上程するものであります。

それでは以下、議案の項目につきましては、議案を朗読し、説明に代えさせていただきます。なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めら

記。

処分事項、平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)。

裏面をご覧ください。

専決処分書。

平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補

正予算(第4号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日。

上富良野町長、向山富夫。

平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)。

平成30年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1頁を御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

1款、総務費0円。

歳出合計、0円。

以上、議案第1号専決処分の承認を求めることについて(平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))の説明といたします。

御審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立をいいます。

(起立多数)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて(平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長(西村昭教君) 日程第6 議案第2号専決処分の承認を求めることについて(平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第1号））につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件は、去る5月14日午後10時30分に名誉町民、元上富良野町長 菅野學氏が逝去されたことから、名誉町民条例の規定に基づいて町葬を行うことに関し、翌15日早朝に弔問に伺い、その際、遺族の了承を受けるとともに、永く上富良野町農協の組合長理事を勤められていた功績から、ふらの農業協同組合名誉組合員でもあり、町とふらの農協との合同葬として葬儀を行うことについて、遺族の了承を得たところであります。

その後、町、農協及び関係者と協議の結果、5月18・19日、社会教育総合センターを会場として実施することで遺族の了解を得た後、同日開催した臨時課長会議において町葬並びに農協との合同葬を実施することについて組織決定をしたうえで、合同葬執行に要する所要の経費について、5月15日付けで専決処分を行ったところであります。

なお、必要な財源については前例にならい、合同葬に係る農協負担分として経費の3分の1を歳入として見込むとともに予備費を充当し、一般会計補正予算を調整したところであります。

そのようなことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会に報告するとともに承認を賜わりたく、本議案を上程するものであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

記。

処分事項、平成31年度上富良野町一般別会計補正予算（第1号）。

裏面をご覧ください。

専決処分書。

平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年5月15日。

上富良野町長、向山富夫。

平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）。

平成31年度上富良野町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,204千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,498,204千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1頁をお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

20款、諸収入1,204千円。

歳入合計、1,204千円。

2、歳出。

2款、総務費3,612千円。

12款、予備費2,408千円の減。

歳出合計、1,204千円。

以上で、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第1号））の説明といたします。

御審議いただき御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（起立多数）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって議案第2号専決処分の承認を求めることについて（平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

◎日程第8 議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第3号平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）、日程第8

議案第4号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。関連がございますので、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま一括上程いただきました議案第3号平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)及び議案第4号平成31年度介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の全体要旨をご説明申し上げます。

1点目は、就学前子供の教育・保育の提供にあたり、特別な支援を必要とする児童に対して行う特別支援教育・保育事業について、当初予算において10名分を計上していたところでございますが、今回、特別な支援を要する新たな児童1名の受け入れについて、町及び施設に対して相談があり、町・施設及び保護者と協議した結果、施設側としても6月からの入所対応が可能であると判断したところでありますが、その入所受け入れにあたっては、特別支援教育・保育事業における加配保育士の追加配置が必要となるとともに、さらに当該児童においては、看護師による医療的なケアも必要となることから、その所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、介護報酬改正等に伴い介護保険システムの改修が6月17日まで完了することが必要となることから、その改修に要する費用のうち町が負担すべき費用を一般会計から介護保険特別会計に繰り出すとともに、介護保険特別会計において改修に要する所要の補正をお願いするものであります。

なお、一般会計における必要な財源については、予備費を充当し、一般会計補正予算を調整したところであります。

また、介護保険特別会計においては、システム改修費に係る国庫補助金及び一般会計繰入金を増額補正し、介護保険特別会計補正予算を調整したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

最初に議案第3号を御覧ください。

議案第3号平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)。

平成31年度上富良野町の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1頁をお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

3款、民生費2,369千円。

12款、予備費2,369千円の減。

歳出合計、0円。

以上で、補正予算の全体要旨の説明と議案第3号平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) 次に、保健福祉課長。

○保健福祉課長(鈴木真弓君) 続きまして、議案第4号平成31年度上富良野町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、申し上げます。

なお、補正の要旨につきましては、前段、総務課長から申し述べられたとおりでございますので、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明とし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号を御覧ください。

議案第4号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

平成31年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,004,893千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1頁をお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款、国庫支出金403千円。

7款、繰入金202千円。

歳入合計、605千円。

2、歳出。

1款、総務費605千円。

歳出合計、605千円。

以上で、議案第4号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただき議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第3号及び議案第4号について、一括して質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（起立多数）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第3号平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（西村昭教君） 次に、討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（起立多数）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第4号平成31年度上富良野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第5号財産の取得について（役場庁舎暖房機）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました、議案第5号財産の取得についてにつきまして、提案の要旨をご説明申し上げます。

本件は、役場庁舎の暖房機温水ボイラーについて前回改修から34年が経過し、今後、故障時の対応が難しいことから、昨年度その改修に向けた実施設計を行い、今年度その更新を行うものであります。

更新にあたりましては、事後審査型による一般競争入札とし、去る4月2日公告を行い、5月9日に行った入札において町内及び沿線の6社からの応札があり、5,480万円で入札した株式会社有我工業所を落札者として、その後、入札資格審査の確認及び異議申し立て期

間を経て、正式に契約者として決定したところであり、契約額は消費税を加算した本議案の59,184千円となっております。

なお、今回の更新にあたっては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業による取得とされていることから、本件の議決をいただいた後に、速やかに北海道市町村備荒資金組合と株式会社有我工業所との間において売買契約の締結後、今年10月に北海道市町村備荒資金組合から当町に譲渡されるものであります。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては、取得価格に備考資金組合が定める利息を付けまして、本年度から令和5年度までの5か年で支払いをするものであり、平成31年度一般会計予算におきまして、関連予算及び債務負担行為の議決をいただいているところであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第5号を御覧ください。

議案第5号 財産の取得について。

役場庁舎暖房機を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めら

記。

1、取得の目的、役場庁舎暖房機。

2、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合からの譲渡。

3、取得の金額、59,184千円。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長菊谷秀吉。

5、納期、令和元年9月30日。

以上で、議案第5号財産の取得についての説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第5号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（起立多数）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって議案第5号 財産の取得について（役場庁舎暖房機）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（西村昭教君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和元年第3回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前11時08分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和元年5月20日

上富良野町議会議長 西村昭教

署名議員 中瀬実

署名議員 村上和子